

令和6年第1回川西町 議会定例会会議録

令和6年3月19日 火曜日 午前10時30分開議

議長 井上 晃 一 副議長 伊藤 進

出席議員（12名）

2番 鈴木 孝之 君	3番 寒河江 寿樹 君
4番 遠藤 明子 君	5番 渡部 秀一 君
6番 寒河江 司 君	7番 吉村 徹 君
8番 鈴木 幸廣 君	9番 神村 建二 君
10番 橋本 欣一 君	11番 高橋 輝行 君
12番 伊藤 進 君	13番 井上 晃一 君

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

町 長 原田 俊二 君	副町長 鈴木 清隆 君
教育 長 小林 英喜 君	総務課長 奥村 正隆 君
安全安心課長 前山 律雄 君	財政課長 坂野 成昭 君
まちづくり課 長 安部 博之 君	政策推進課長 鈴木 優徳 君
会計管理者・ 税務会計課長 有坂 強志 君	住民課長 近 祐子 君
福祉介護課長 原田 智和 君	健康主幹 岡崎 まき 君
産業振興課長 内谷 新悟 君	農地林務課長 ・農業委員会 事務局 長 佐藤 賢一 君
地域整備課長 大河原 孝如 君	教育文化課長 金子 征美 君
農業委員会 会 長 新野 勝廣 君	監査委員 嶋 貫 榮次 君
財政主幹 石田 英之 君	

事務局職員出席者

議会事務局長 大友 勝 治

事務局長補佐 緒 形 信 彦

主 査 中 山 恵

議 事 日 程 (第 4 号)

令和6年3月19日 火曜日 午前10時30分開議

- 日程第 1 発議第1号 広聴広報常任委員会委員の選任
- 日程第 2 発議第2号 置賜広域行政事務組合議会議員の選任
- 日程第 3 議第15号 川西町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例及び川西町家庭的保育事業等の設備及び運営に関
する基準を定める条例の一部を改正する条例の設定についてから議
第24号 川西町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水
道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定
についてまでの付託議案の審査報告について
(総務文教常任委員会委員長)
(産業厚生常任委員会委員長)
- 日程第 4 議第14号 川西町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部
を改正する条例の設定についてから議第13号 令和6年度川西町
農業集落排水事業会計予算までの付託議案の審査報告について
(予算特別委員会委員長)
- 日程第 5 議第26号 令和5年度川西町下水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第 6 議第27号 令和6年度川西町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第 7 発議第3号 川西町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の設定について
- 日程第 8 発議第4号 高橋輝行議員に対する辞職勧告決議
- 日程第 9 請願の審査報告
請願第4号 保育料完全無償化に係る請願
(産業厚生常任委員会委員長)
- 日程第10 発議第5号 閉会中の継続審査について

日程第 1 1 発議第 6 号 閉会中の所管事務調査について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎開議の宣告

○議長 ご苦労さまでございます。

本日の会議に欠席通告のあった方はございません。

定足数に達しておりますので、これより令和6年第1回川西町議会定例会第19日目の会議を開きます。

(午前10時30分)

◎議事日程の報告

○議長 本日の会議は、既に配付いたしております議事日程により進めてまいります。

地方自治法第121条の規定により、町長並びに教育委員会教育長、農業委員会会長及び監査委員の出席を求めています。

◎発議第1号 広聴広報常任委員会委員の選任

○議長 日程第1、発議第1号 広聴広報常任委員会委員の選任、これを議題といたします。

広聴広報常任委員会委員については、ただいま1名欠員となっております。

欠員1名の選任については、川西町議会委員会条例第7条第4項の規定により、本職において指名いたします。

お諮りいたします。欠員1名の広聴広報常任委員会委員については、寒河江 司君を選任いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案はただいま指名いたしましたとおり、寒河江 司君を広聴広報常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

再開時刻は予鈴をもってお知らせいたします。

(午前10時31分)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時42分)

○議長 休憩中、広聴広報常任委員会が開催され、委員会において欠員となっている副委員長
の互選が行われ、その結果について通知がありましたので、本職より報告いたします。

広聴広報常任委員会副委員長、鈴木幸廣君以上のとおりであります。

◎発議第 2 号 置賜広域行政事務組合議会議員の選任

○議長 日程第 2、発議第 2 号 置賜広域行政事務組合議会議員の選任、これを議題といたし
ます。

本案は、置賜広域行政事務組合同規約第 5 条第 2 項の規定により、置賜広域行政事務組合議
会議員欠員補充 1 名を選任するものであります。

選任の方法につきましては、川西町議会運用例第 4 章第 2 項の一部事務組合議会議員の選
挙の方法に準じ、指名推選の方法により行いたいと思います。

また、指名推選の方法につきましては、同運用例第 4 章第 4 項の規定により、直ちに本職
より指名いたします。

置賜広域行政事務組合議会議員に寒河江 司君を指名いたします。

お諮りいたします。寒河江 司君を置賜広域行政事務組合議会議員に選任することにご異
議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、寒河江 司君を置賜広域行政事務組合議会議員に選任することに決定いたしまし
た。

ただいま選任されました寒河江 司君が議場におられますので、川西町議会運用例第 4 章
第 9 項の規定を準用し、選任の告知をいたします。

◎議第 1 5 号 川西町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運
営に関する基準を定める条例及び川西町家庭的保育事業
等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改
正する条例の設定についてから議第 2 4 号 川西町布設
工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理
者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定

についてまでの付託議案の審査報告について

○議長 日程第3、議第15号 川西町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び川西町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の設定についてから議第24号 川西町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの付託議案の審査報告について、これを議題といたします。

当該8議案については、本定例会第1日目の3月1日本会議において総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会に審査を付託いたしましたものでありますが、その審査結果について報告がありましたので、これを議題とするものであります。

なお、採決は総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会ごとに行いますので、ご了承願います。

まず、総務文教常任委員会付託議案の審査と経過と結果について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長渡部秀一君。

渡部秀一君。

(総務文教常任委員会委員長 渡部秀一君 登壇)

○総務文教常任委員会委員長 5番渡部です。

それでは、私から総務文教常任委員会に付託された議案の審査報告をさせていただきます。

令和6年3月1日、第1回川西町議会定例会本会議において、総務文教常任委員会に付託された議案についての審査の経過と結果を次のとおり報告いたします。

1、2、3につきましては記載のとおりでございます。

4、付託された議案についての質疑並びに意見等の結果。

(1) 議第16号 川西町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

人事院規則の一部改正に準じて、職員の夏季休暇取得を促進するため、本条例を改正する旨の説明を受けた。

以上、本議案について当局の説明を受け、慎重に審査した結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。これをもって、本委員会に付託された議案の審査の経過と結果の報告といたします。

○議長 総務文教常任委員会委員長の報告が終了いたしました。

総務文教常任委員会委員長及び副委員長は、正副委員長席にご着席ください。

委員会報告に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、委員会報告に対する質疑を終結いたします。

総務文教常任委員会委員長及び副委員長は、自席にお戻りください。

委員会報告に対する討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

議第16号 川西町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本議案について、総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。

総務文教常任委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(全員起立)

○議長 全員ご起立。

よって、総務文教常任委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、産業厚生常任委員会付託議案の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員会委員長遠藤明子さん。

遠藤明子さん。

(産業厚生常任委員会委員長 遠藤明子君 登壇)

○産業厚生常任委員会委員長 4番遠藤明子です。

それでは、私から産業厚生常任委員会付託議案審査報告書を読ませていただきます。

令和6年3月1日、第1回川西町議会定例会本会議において、産業厚生常任委員会に付託された議案についての審査の経過と結果を次のとおり報告いたします。

1、2、3については記載のとおりであります。

4、付託された議案についての審議並びに意見等の結果。

(1) 議第15号 川西町特定教育及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び川西町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の設定について。

子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴い、厚生労働大臣から内閣総理大臣に事務移管したことにより改正する旨の説明を受けた。

(2) 議第18号 川西町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支

援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正に伴い、居宅介護支援事業所が市町村から介護予防支援の指定を直接受ける際の基準を定めるなどの説明を受けた。介護予防の充実と事業所及び介護従事者の過重とならないよう意見を付した。

(3) 議第19号 川西町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、指定地域密着型サービス事業者の管理者が他事業所等の業務を兼任する場合の「同一敷地内事業所」要件の撤廃や事業者の運営規定の概要、勤務体制等、重要事項のウェブサイトへの掲載を義務付けるなどの説明を受けた。

(4) 議第20号 川西町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正に伴い、指定介護予防地域密着型サービス事業者の管理者が他事業所等の業務を兼任する場合の「同一敷地内事業所」要件の撤廃や事業者の運営規定の概要、勤務体制等、重要事項のウェブサイトへの掲載を義務づけるなどの説明を受けた。

(5) 議第21号 川西町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の改正に伴い、指定居宅介護支援事業者が他事業所等の業務を兼任する場合の「同一敷地内事業所」要件の撤廃や利用者宅でのモニタリングについて、テレビ電話等を活用したオンラインでの実施を認めるなどの説明を受けた。

(6) 議第22号 川西町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の一部を改正する条例の制定について。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の改正に伴い、事業者による社会的障壁の除去の実施に係る合理的配慮の提供が義務化される旨の説明を受けた。事業者（住民）に

対し、より分かりやすい周知に努めるよう意見を付した。

(7) 議第24号 川西町布設工事監督者の配置設備及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

水道法等の一部改正に伴い、厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に事務移管することにより改正する旨の説明を受けた。

以上、各議案について当局の説明を受け、慎重に審査した結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。これをもって、本委員会に付託された議案の審査の経過と結果の報告といたします。

○議長 産業厚生常任委員会委員長の報告が終了いたしました。

産業厚生常任委員会委員長及び副委員長は、正副委員長席にご着席ください。

委員会報告に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、委員会報告に対する質疑を終結いたします。

産業厚生常任委員会委員長及び副委員長は、自席にお戻りください。

委員会報告に対する討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

議第15号 川西町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び川西町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の設定について、本議案について、産業厚生常任委員会委員長の報告は可決であります。

産業厚生常任委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(全員起立)

○議長 全員ご起立。

よって、産業厚生常任委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第18号 川西町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、本議案について、産業厚生常任委員会委員長の報告は可決であります。

産業厚生常任委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(全員起立)

○議長 全員ご起立。

よって、産業厚生常任委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第19号 川西町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、本議案について、産業厚生常任委員会委員長の報告は可決であります。

産業厚生常任委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(全員起立)

○議長 全員ご起立。

よって、産業厚生常任委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第20号 川西町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、本議案について、産業厚生常任委員会委員長の報告は可決であります。

産業厚生常任委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(全員起立)

○議長 全員ご起立。

よって、産業厚生常任委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第21号 川西町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、本議案について、産業厚生常任委員会委員長の報告は可決であります。

産業厚生常任委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(全員起立)

○議長 全員ご起立。

よって、産業厚生常任委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第22号 川西町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の一部を改正する条例の制定について、本議案について、産業厚生常任委員会委員長の報告は可決であります。

産業厚生常任委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(全員起立)

○議長 全員ご起立。

よって、産業厚生常任委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第24号 川西町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基

準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本議案について、産業厚生常任委員会委員長の報告は可決であります。

産業厚生常任委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(全員起立)

○議長 全員ご起立。

よって、産業厚生常任委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

◎議第14号 川西町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の設定についてから議第13号 令和6年度川西町農業集落排水事業会計予算までの付託議案の審査報告について

○議長 日程第4、議第14号 川西町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の設定についてから議第13号 令和6年度川西町農業集落排水事業会計予算までの付託議案の審査報告について、これを議題といたします。

当該14議案については、本定例会第5日目の3月5日本会議において予算特別委員会に審査を付託いたしましたものでありますが、その審査結果について報告がありましたので、これを議題とするものであります。

予算特別委員会付託議案の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

予算特別委員会委員長吉村 徹君。

吉村 徹君。

(予算特別委員会委員長 吉村 徹君 登壇)

○予算特別委員会委員長 7番吉村です。

川西町議会予算特別委員会の審査の報告を申し上げます。

本特別委員会に付託された議案を審査した結果について、次のとおり決定しましたので、川西町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

去る3月5日、議会定例会本会議において、本特別委員会に付託されました議第14号 川西町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の設定について、議第17号 川西町体育施設条例の一部を改正する条例の制定について、議第23号 川西町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議第3号 令和5年度川西町一般会計補正予算(第7号)、議第4号 令和5年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算

(第2号)、議第5号 令和5年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)、議第6号 令和5年度川西町水道事業会計補正予算(第4号)、議第7号 令和6年度川西町一般会計予算、議第8号 令和6年度川西町国民健康保険事業特別会計予算、議第9号 令和6年度川西町介護保険事業特別会計予算、議第10号 令和6年度川西町後期高齢者医療特別会計予算、議第11号 令和6年度川西町水道事業会計予算、議第12号 令和6年度川西町下水道事業会計予算、議第13号 令和6年度川西町農業集落排水事業会計予算、以上14議案について、常任委員会を単位とする2つの分科会において示された日程に従い、関係課長等職員の出席を求め、提出された関係諸資料を含め、詳細な説明を聴取し、細部にわたる審査をいたしました。

また、さらに、本日開かれた予算特別委員会においては、分科会の主査報告を受けた後、重ねて質疑を行い、慎重審査の結果、付託された14議案は、いずれも可決すべきものと決定した次第であります。

決定の状況につきましては、議第14号 川西町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の設定について、議第17号 川西町体育施設条例の一部を改正する条例の制定について、議第3号 令和5年度川西町一般会計補正予算(第7号)、議第4号 令和5年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)、議第5号 令和5年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)、議第6号 令和5年度川西町水道事業会計補正予算(第4号)、議第7号 令和6年度川西町一般会計予算、議第11号 令和6年度川西町水道事業会計予算、議第12号 令和6年度川西町下水道事業会計予算、議第13号 令和6年度川西町農業集落排水事業会計予算、以上10議案につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

議第23号 川西町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議第8号 令和6年度川西町国民健康保険事業特別会計予算、議第9号 令和6年度川西町介護保険事業特別会計予算、議第10号 令和6年度川西町後期高齢者医療特別会計予算、以上4議案につきましては、少数の反対者がありましたが、賛成多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、分科会審査の経過における町当局に対する意見等については、各分科会主査報告に記載しておりますので、今後十分ご検討の上、この実現について、しかるべくお取り計らいくださいますようお願いいたします。

また、議案審査に当たり、町当局には諸資料を提供いただき、効率的、効果的な審査にご

協力をいただきました。

これをもって、予算特別委員会の報告を終わります。ありがとうございました。

○議長 予算特別委員会委員長の報告が終了いたしました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております14議案につきましては、予算特別委員会において十分な審議の上、決定されたものでありますので、この際、質疑、討論を省略し、採決をいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

直ちに採決に入ります。

議第14号 川西町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の設定について、本議案について、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本議案は予算特別委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第17号 川西町体育施設条例の一部を改正する条例の制定について、本議案について、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、予算特別委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第23号 川西町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、本議案について、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立多数)

○議長 起立多数。

よって、予算特別委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第3号 令和5年度川西町一般会計補正予算(第7号)、本議案について、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、予算特別委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第4号 令和5年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)、本議案について、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、予算特別委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第5号 令和5年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)、本議案について、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、予算特別委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第6号 令和5年度川西町水道事業会計補正予算(第4号)、本議案について、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、予算特別委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第7号 令和6年度川西町一般会計予算、本議案について、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、予算特別委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第8号 令和6年度川西町国民健康保険事業特別会計予算、本議案について、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立多数)

○議長 起立多数。

よって、予算特別委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第9号 令和6年度川西町介護保険事業特別会計予算、本議案について、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立多数)

○議長 起立多数。

よって、予算特別委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第10号 令和6年度川西町後期高齢者医療特別会計予算、本議案について、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立多数)

○議長 起立多数。

よって、予算特別委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第11号 令和6年度川西町水道事業会計予算、本議案について、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、予算特別委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第12号 令和6年度川西町下水道事業会計予算、本議案について、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、予算特別委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第13号 令和6年度川西町農業集落排水事業会計予算、本議案について、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、予算特別委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

◎議第26号 令和5年度川西町下水道事業特別会計補正予算(第4号)

○議長 日程第5、議第26号 令和5年度川西町下水道事業特別会計補正予算(第4号)、これを議題といたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。川西町議会運用例第2章第7項の規定により、議会運営委員会の議を経て委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議いただくことにいたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第26号 令和5年度川西町下水道事業特別会計補正予算(第4号)をご提案申し上げます。

令和5年度川西町の下水道事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。繰越明許費であります。

第1条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰越しをすることができる経費は、第1表繰越明許費による。

本日付でございます。

内容につきまして、大河原地域整備課長から説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 大河原地域整備課長。

○地域整備課長 命によりまして、私より議第26号 令和5年度川西町下水道事業特別会計補正予算(第4号)についてご説明申し上げます。

第1条につきましては、ただいま町長が申し上げたとおりでございます。

本日付提出、町長名でございます。

第1表の繰越明許費において、ご説明申し上げます。

2款公共下水道費、1項下水道建設費、事業名は公共下水道事業(補助)でありまして、金額については959万2,000円でございます。

こちらの繰越しの理由でございますが、西大塚地区の菊田桧線のですね、下水道管布設外

工事におきまして、国の補正予算による交付金活用事業であります。国の交付決定が年末になったため、降雪期に入ったということもあり、事業を繰り越して実施するものでございます。

説明については以上でございます。

○議長 本案に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎議第27号 令和6年度川西町一般会計補正予算(第1号)

○議長 日程第6、議第27号 令和6年度川西町一般会計補正予算(第1号)、これを議題といたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。川西町議会運用例第2章第7項の規定により、議会運営委員会の議を経て委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議いただくことにいたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第27号 令和6年度川西町一般会計補正予算(第1号)をご提案申し上げます。

令和6年度川西町の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正であります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ529万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ118億8,529万1,000円とするものであります。

以下、内容につきまして、坂野財政課長から説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 坂野財政課長。

○財政課長 命によりまして、私から議第27号 令和6年度川西町一般会計補正予算(第1号)

についてご説明申し上げます。

令和6年度川西町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条については、ただいま町長が申し上げたとおりでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

本日付提出、町長名でございます。

それでは、先に予算の内容であります、第1表については歳入及び歳出この内容のとおりでございます。

あと、事項別明細書の歳出によりまして、内容を先にご説明を申し上げます。

3の歳出、2款総務費、4項選挙費の中でありまして、第5目に町議会議員補欠選挙費を追加するものでございます。補正前の予算は、新たな追加でありますので予算額はゼロでございますが、補正額として529万1,000円の新たな設定でございます。同じく、1番の事業予算といたしまして、町議会議員補欠選挙費として529万1,000円の予算設定でございます。各予算の節ごとの内訳については資料、予算書をご覧いただきたいというふうに思います。

第1表の内容についてですが、こちらの議第27号資料、予算の概要であります、こちらでご説明を申し上げます。

先に、1、歳出であります、性質別に区分をしてそれぞれの補正額をご説明申し上げます。

ナンバー1、人件費でございます。補正額は52万2,000円の増額、主な内容であります、町議会議員補欠選挙の事業の中で選挙立会人報酬・職員時間外勤務手当の増額でございます。

続いて、ナンバー2、補助費等、補正額は207万3,000円の増額、内容は選挙運動費用公費負担金でございます。

続いて、ナンバー3、物件費、補正額は269万6,000円の増額、これはポスター掲示場設置委託料等の増額でございます。

歳出合計が、529万1,000円の増額。

続いて、2、歳入であります、ナンバー1、繰入金、補正額は529万1,000円の増額、これは財政調整基金繰入金の増額でございます。

歳入合計も同額でございまして、この補正後の財政調整基金残高は5億6,491万1,000円となりまして、令和5年度の標準財政規模に占める割合は8.4%となります。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長 本案に対する質疑を許します。

(な し)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎発議第3号 川西町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の設定
について

○議長 日程第7、発議第3号 川西町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の設定について、これを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

提出者寒河江 司君。

○6番 6番寒河江です。

(6番 寒河江 司君 登壇)

○6番 発議第3号 川西町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の設定について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び川西町議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

本日付提出、提出者、賛成者につきましては、記載のとおりであります。

提出理由につきましては、地方自治法が改正されましたことに伴い、本条例を定める必要があるため、提出するものであります。

改正前の地方自治法規定では、地方公共団体の議会の議員は地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人があることができない旨、規定されており議員個人と町との請負が認められていませんでしたが、今回の法改正により各会計年度において支払いを受ける請負の総額が政令で定める額を超えないものを除くが加えられました。政令で定める一定金額は300万円で、300万円までは議員個人による町との請負が規制の対象から除かれることとなっております。

それでは、各条項について説明いたします。

第1条は、この条例の目的を定めるものです。町議会議員と町との間の請負の状況を公表することにより、請負の状況の透明性を確保し、議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的としています。

第2条は、町と請負をした議員は、議長に対し請負の状況を報告しなければならないことを定めるものです。第1項第1号に請負ごとに報告しなければならない事項をアからエとして規定しております。

第3条は、議長は請負の状況の報告の一覧を作成するとともに公表しなければならないことを定めるものです。

第4条は、報告及び訂正の保存及び閲覧等について定めるものです。

第5条は、条例の施行に関し必要な事項は議長が定めるものです。

附則、施行期日につきましては、公布の日から施行し令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用するものであります。

以上、私からの説明といたします。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長 本案は議員提出議案でありますので、川西町議会運用例第2章第8項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに審議いたします。

本案に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎発議第4号 高橋輝行議員に対する辞職勧告決議

○議長 日程第8、発議第4号 高橋輝行議員に対する辞職勧告決議、これを議題といたします。

高橋輝行君は、地方自治法第117条の規定により除斥の為、退場願います。

(11番 高橋輝行君 退場)

○議長 提出者の趣旨説明を求めます。

提出者遠藤明子さん。

遠藤明子さん。

○4番 4番遠藤です。

(4番 遠藤明子君 登壇)

○4番 それでは、発議第4号 高橋輝行議員に対する辞職勧告決議。

上記の議案を別紙のとおり、川西町議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和6年3月15日提出、提出者、賛成者については記載のとおりであります。

提出理由であります。

これまで二度にわたる問責決議、議員辞職勧告を全会一致で可決した。しかし、その責任はいまだに果たされていない。川西町議会に対する町民の信頼を著しく失墜させた高橋輝行議員の責任は重く、断じて許されるものではない。自らの意思と責任において、再度、川西町議会議員を辞職することを勧告するものである。

高橋輝行議員に対する辞職勧告決議(案)であります。

昨年の高橋輝行議員の空き家バンク仲介による手付金不正受領に関して、二度にわたる問責決議、辞職勧告決議にもかかわらず、町民と議会に対して、いまだに説明責任が果たされていない。

一連の行為は町民の信託を受けた町議会議員としての自覚を著しく欠く行為であり、川西町議会政治倫理に関する決議に反するものである。議員一人の問題にとどまらず、川西町議会に対する町民の信頼を著しく失墜させたことの社会的、道義的責任は重い。

よって、川西町議会は、議会への町民の信頼を回復するため、自らの意志と責任において、川西町議会議員を辞職することを勧告するものである。

以上、決議する。

令和6年3月19日、川西町議会。

どうぞ皆さんよろしく願います。

○議長 本案は議員提出議案でありますので、川西町議会運用例第2章第8項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに審議いたします。

本案に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

高橋輝行議員の復席を求めます。

(高橋輝行君 復席)

◎請願第4号 保育料完全無償化に係る請願

○議長 日程第9、請願の審査報告を行います。

請願第4号 保育料完全無償化に係る請願。

本請願は、令和5年第4回川西町議会定例会において産業厚生常任委員会に審査を付託いたしましたものでありますが、このたび、審査結果について報告がありましたので、議題とするものであります。

産業厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員会委員長遠藤明子さん。

遠藤明子さん。

(産業厚生常任委員会委員長 遠藤明子君 登壇)

○産業厚生常任委員会委員長 4番遠藤です。

それでは、請願第4号 保育料完全無償化に係る請願。

令和5年第4回川西町議会定例会において産業厚生常任委員会に付託され、継続審査となっていました請願第4号の審査が終了しましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

本請願につきましては、去る3月11日に議場において委員5名の出席と健康子育て課健康主幹ほか関係職員の出席を経て、慎重に審査・検討いたしました。

本請願は、保育料について全ての所得階層の世帯において、過疎債ソフト事業を活用して完全無償化するよう町に対して働きかけを求める趣旨のものであります。

審査に対し、委員からは、本町議会として政策提言において子育て世代への支援拡充を図るため保育料を完全無償化するよう提言しており、保育料の全ての所得階層の世帯を無償化することについては採択すべきという意見が出されました。

一方で、無償化の財源として、過疎債ソフト事業を活用することについては、過疎債ソフ

ト事業には限界があり、いずれかのソフト事業に支障を来すこととなることから財源については検討が必要であり、趣旨に沿い難いとの意見が出されました。

採決の結果、本委員会といたしましては、全会一致をもって保育料について全ての所得階層の世帯を無償化することのみを採択する一部採択を決定いたしました。

以上、請願第4号の審査報告といたします。

○議長 ただいまの報告に対し、質疑を許します。

高橋輝行君。

○11番 ちょっとお尋ねしたいんですけども、この内容について私は紹介議員ですよ。

それから、私の選挙公約ということで上げているわけなんですけれども、これは委員長にお尋ねしたいのはね、無償化する、何回も言うとおり1から8段階あるわけなんですけれども、若干申し上げれば吉村知事が3、4、1それから8の内、3、4について全額県で出すんだという選挙公約をされて知事選に当選されていると、その結果、みますと3、4の半分だけ、2分の1だけ、県でいわゆる支援していると、後の半分は町でやっている、つまり戻りますけれど、1から8段階の内、3、4について今、町のほうから支援していただいている、しかし、白鷹町の例を挙げて、白鷹の場合は過疎債のソフト事業分を活用しまして、1から8、いわゆる所得制限を撤廃しまして支援している。こういうやり方が近隣の市町で過疎債の活用ということでやっているとするならば、いうなれば、まねをしましてですね、そういうものを取り入れながらやっていただくというようなことで、2つのことがあるわけですよ、つまり子育てに支援していくという内容と、あわせて財源についてということで2つ書いているわけなんです、いち番は趣旨についてご理解いただいているようでありますので、何ら問題はないわけなんですけれども、財源の部分について何か言及されて、いわゆる異論というかだされたという内容の報告なんですけれども、もちろんちょっと詳細に異論の内容についてお尋ね申し上げたい。

○議長 遠藤明子さん。

○産業厚生常任委員会委員長 ただいま高橋議員の質問でございますが、常任委員会の中でも慎重に審査をさせていただいて、過疎債に渡る様々な予算なども担当課のほうからデータをいただきながら見させていただきました。

町のほうでは、過疎債、様々な事業に使っているわけなんですけれども、全て必要な過疎債を通して今までも継続して事業を行っているものであり、このたびの無償化についての過疎債をここから出すということは、ほかの事業にも大変支障になると、そういう判断でございます。

す。

また、データの中で見ますと子育てに関する支援については無償化に限らず、ほかの事業の中でも一番過疎債についての予算計上があり、十分子育てについては町のほうでは支援をしている、図っているという事業の中身だったと思います。その中で、委員会の中では皆さん妥当だということの判断につきました。

以上でございます。

○議長 高橋輝行君。

○11番 あの委員長ね、この内容は奥深いものがあるわけですよ、つまり前段申し上げましたけれども、知事選の吉村知事のお約束があるわけですよ、このことについて県議会を見ますと、最初はね、かなり強くお話をされておるわけですよ、だんだん尻つぼみになってしまって話題の俎上に上がっていない。これはね、末端の自治体、つまり我々川西なら川西でね、子育て支援を考えているのならば、まず知事のお約束、県のお約束というものの、いわゆる3、4の全額支援ですよ、そして残りの分、そして次に、いわゆる1から8までの階級の所得制限撤廃、こういう内容があるわけですよ。

この趣旨について、特に問題がなかったわけですよ、ここなんです、ですから、何か申されている課題は過疎債について云々と言うますけれど、町議会側としては町民の声としては、1から8までの所得制限を撤廃して支援してくれという内容については何ら問題なかったわけですよ、これ一緒に報告されますと、どうもご理解をいただいているのかどうか、ちょっと不安な内容があるので再度質問しているわけですよ、どうなんですか。所得制限を撤廃して1から8の階層を全額子供達に支援をしていく、これは何の問題もなかったわけでしょうか。

○議長 遠藤明子さん。

○産業厚生常任委員会委員長 議員ご指摘のとおり一部採択でございました。

○議長 高橋輝行君。

○11番 だからね、その内容を十分理解いただいて、財政の分についてかなり勉強されているわけですよ、本を正せば、知事の約束、間もなく知事選もあるわけでしょう、新聞紙上を見ますとね、そういう約束が果たされておればですよ、川西なら川西の財政負担が少なくなるわけですから、そういうものも我々政治家として関心を持ち、勉強し、そこに向かっていく、そしてあわせてこの請願の内容について理解をしていく、こういう2本立てで引き続き、所管委員会にあってもご努力いただきたいというふうに思います。

以上であります。

○議長 ほかに。

(なし)

○議長 ほかに質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

お諮りいたします。請願第4号 保育料完全無償化に係る請願、産業厚生常任委員会委員長の報告は、一部採択であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は委員長報告のとおり決定いたしました。

◎発議第5号 閉会中の継続審査について

○議長 日程第10、発議第5号 閉会中の継続審査について、これを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会において総務文教常任委員会に付託した請願第1号 川西まちなかテラスに関する町民の意見反映についての請願、本請願は審査未了のため、継続審査とされたい旨の申出がありましたので、これを許可いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、発議第5号 閉会中の継続審査については許可することに決定いたしました。

◎発議第6号 閉会中の所管事務調査について

○議長 日程第11、発議第6号 閉会中の所管事務調査について、これを議題といたします。

お諮りいたします。本案は、各常任委員会及び議会運営委員会において、それぞれ検討され申出があったものであります。これを許可したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、発議第6号 閉会中の所管事務調査については許可することに決定いたしました。

◎町長あいさつ

○議長 ここで、ごあいさつをいただきたいと存じますが、原田俊二町長におかれましては、今期をもって勇退されることになりました。

つきましては、勇退されるに当たり、ご登壇の上ごあいさつをお願いいたします。

原田町長。

(町長 原田俊二君 登壇)

○町長 任期満了を迎えるに当たりまして、私からごあいさつの機会を賜りましたことに心から感謝申し上げたいと思います。ありがとうございます。

追加案件を含めまして、3月定例議会、26議案につきまして、ご承認賜りまして誠にありがとうございます。

令和6年度の一般会計をはじめ、各予算が議決いただきましたので内容を十分精査させていただき、議員の皆さんからいただきました様々なご意見、ご提言を踏まえながら事務執行に当たるように申し付けていきたいと思っておりますので、今後ともご指導のほどよろしくお願いしたいと思います。

私は、平成16年の町長選挙において当選の栄に浴させていただきました。16年5月臨時議会におきまして、当選の栄によって町長職に就任したごあいさつを申し上げたところであります。

その時は、私の選挙のテーマは、人が生きる地域が生きるということをテーマにして選挙活動をさせていただきました。その信任を得たということで川西町の再生を目指して、町長職を当たっていきたくてあいさつをさせていただきました。

当時は、国が示す三位一体改革によりまして、町の財政状況もかなり逼迫しておりまして、厳しい状況からの船出となりました。あわせまして、市町村合併が推進させておりまして、その市町村合併にどう取り組むのか、町民の声や関係市町の皆様方との協議なども様々展開されたところでありますが、市町村合併が進んだとしても川西町の住民の生活を守るためには、地域がしっかり拠点をつくりながら、地域づくりを進めていく必要があると、例えば役場が遠くなくても地域が衰退することのないような地域づくりを基本としたまちづくりを進めていきたいと表明をさせていただいたところでありました。

財政改革につきましては、本当にこれ以上絞れるのかと言われるくらいに、職員の給与のカットも含めて取り組ませていただいたところでありまして、議員の皆さんにも報酬の削減

など協力いただいて、本当に議会、そして町側も一緒になり、さらには町民の皆さんや各団体の皆さんにもご負担をおかけしながら、何とか脱却していこうと、町を再生させていこうということで、ご支援をいただいたことが思い出深いところであります。

平成20年の2回目の選挙のところは、ようやくその出口が見えてきたということで平成18年に第4次総合計画が立ち上がりまして、その中で地域を再生させていくという、さらに具体的な取り組みをしていこうということで、20年度からは各地区交流センターを立ち上げ、そして、地域づくりの拠点を各地区の7地区にも設けながら進めていこうということで、町民の皆さんからの様々なご意見いただきましたけれども、各地区センターを中心にして地域づくりをさらに発展させようということで、ご支援を賜ったところであります。

3回目の選挙は、平成24年でありまして、あの当時は東日本大震災からどう復興させるのかということで、本町のみならず東北全体が経済的にも、また復興に対する支援などについても課題がたくさんありまして、我々としても被災地の支援など取り組ませていただいたところでありました。

平成28年の4回目の選挙は、これは私にとってもかなり決断するには時間を要したところでありました。川西町の歴代の町長さんは3期12年でご勇退されている町長さんが多くてですね、4回目の立候補は私が初めてでありましたので、町民の皆さんからも、また議会の方々からも4回目、それはいかがなものかと長期政権でいいのかと声もいただきました。しかし、私は1期ごとに様々な行政課題、また町民の皆さんの声をお聞きしながら取り組んでまいりましたので、その1期ごとで評価をいただきたいということで4回目の立候補をさせていただきます。

具体的な中身は、平成27年に報告された役場庁舎の耐震診断の結果、震度6強の地震には耐えられないという結果が出まして、庁舎建設というのが大きな課題に掲げながら、28年度スタートさせていただきました。町民の皆さんからもご批判もたくさんいただきました。また、地域の衰退についてもご意見をいただきましたが、駐車場がない、また、バリアフリーでない、使い勝手の悪い働きにくい役場庁舎でいいのかということも議論を重ねさせていただきましたながら庁舎建設の方向で事業を推進させていただいたところであります。

5回目の選挙は、令和2年度でありましたので、令和2年度はコロナが始まりまして選挙運動もできないような状況でございました。各会合ができないと、人が集まることを避けなければならないという中での厳しい状況でありまして、このコロナを何とか脱却するために継続して任に当たらせていただきたいということで、皆さんからの信任を得て、5期目がス

ターゲットしたところであります。

それぞれ時代時代に応じてですね、様々な課題はありましたけれども、いつも私自身の心の中にとどめてきたのは町民の声、町民が主役であるということを忘れることなく、精進してきた思いでいっぱいであります。

この間、本町内にも災害が発生し多くの皆さんが負担をおかけし、また、災害からの復興のためにご尽力いただいた方々もたくさんいらっしゃいます。そういった方々に心から感謝申し上げたいなというふうに思います。

この20年間、節目節目で町議会議員の皆さん、様々な形でご指導賜ってまいりました。この20年間で町長職を務めさせていただいたのも議員の皆さん、町民の皆さんの温かいご支援ご指導の賜物と心から感謝申し上げたいと思います。誠にありがとうございました。

あわせて、一緒に汗を流して頑張ってくれた職員の先輩方、また、今、一生懸命働いて頑張っている職員の皆さんに感謝申し上げたいなと、私になしえることは限られております。私のことをしっかり支えていただいた職員の皆さんの奮闘に心から感謝申し上げたいと思っております。

様々な言いたいことはたくさんありますけれども、私自身大きな病気とか、けがもなく町長職に穴を空けることなく20年間務めさせていただいたこと、そのことだけでもほっとしているところであります。4月28日が任期満了ということになりますので、残り1か月間精いっぱい町長職を務めさせていただきながら、そして、この20年間の中で様々な形で培うことができました人脈や、また様々な人間関係、そういったことなどについても新しい町長さんにお伝えしていきたいなというふうに考えております。

様々な形で名誉ある立場を担わせていただいたことも、町民の皆さんのおかげということで、心から感謝申し上げながら、そして議会議員の皆さんの今後一層のご活躍、議会のご発展、川西町のますますのご発展を心からご祈念申し上げまして、退任のあいさつとさせていただきます。

長い間お世話になりました、ありがとうございました。（拍手）

○議長 原田町長には、本町の振興発展に多大なる貢献をいただきましたことに対し、深く敬意と感謝を申し上げます。

以上で、本日予定いたしました全日程を終了いたしました。

◎閉会の宣告

○議長 これをもって、令和6年第1回川西町議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたってのご審議、誠にご苦労さまでした。

(午後 零時00分)